

第2節 県民参加の森林（もり）づくりの推進

1 森林とのふれあい

森林は、水資源のかん養、木材の供給、土砂災害、地球温暖化の防止など、重要な役割を果たしています。

県では、森林にふれあう機会や森林整備を体験する機会を創出するなど、県民参加の森林づくりを推進しています。（表3-19）

表3-19 平成29年度 「森林とのふれあい」 イベント

イベント名	時期	場所	内容
みどりの感謝祭	平成29年4月29日	県民の森	緑の少年団活動発表、森の散策、緑の教室、苗木配布
「九州森林の日」 植樹祭	平成29年11月18日	県民の森	植樹活動、木工教室、自然薬草園散策

2 森林環境税の導入

森林環境の保全及び森林をすべての県民で守り育てる意識の醸成を図ることを目的に、平成17年度から森林環境税を導入し、平成21年度及び平成26年度に、それぞれ課税期間を5年間延長し、現在の課税期間を平成31年度までとしたところです。

この財源を活用して、地球温暖化防止など森林の持つ公益的機能の維持・増進に貢献する間伐・再造林等の森林整備や県産材の利用拡大の取組など森林の保全を図るための施策、森林にふれあう機会の創出や森林環境教育の推進、多様な主体による森林（もり）づくりの促進など、森林をすべての県民で守り育てる意識の醸成に関する施策を県民と一体となって行っています。

第3節 緑の空間の保全・整備

緑は、日常の生活において、人々にゆとりやうるおいをもたらすとともに、水、大気などの浄化機能や動植物の生息地又は生育地を確保する等、自然と人間が共生する生活環境を形成する上で重要な役割を担っています。

1 都市公園

都市公園は、道路、広場と一体となって都市の骨格を形成し、都市の無秩序なスプロールを防止し、あるいは良好な風致景観を備えた地域環境を形成し、自然とのふれあいを通じて心身ともに豊かな人間形成に寄与するとともに、スポーツ・レクリエーションの場の提供、公害・災害の発生の緩和、また、避難・救援活動の拠点地となり、さらには大気の浄化、浮遊ばいじんの捕捉、防音、遮熱等、非常に多くの機能を有する都市の根幹的施設です。

2 都市公園等の整備状況

本県における都市公園等（カントリーパークを含む）は、平成29年3月末現在、19市14町村において、1,293カ所、約1,948haが開設されており、県民1人当たりの都市公園等面積は、14.0㎡です。（資料編4-（1））